

～困ったときはおたがいさま～

フードバンク事業とは

フードバンクは、「食料銀行」を意味し、さまざまな理由で食べるものがなく、困っている方に食料を届ける活動です。市民の皆様や企業様からの寄付によって成り立っている事業です。



食料支援

★対象となる方

何らかの理由（収入減、失業、ひとり親家庭等）で家計が苦しく**食料支援**を必要とする世帯

★利用方法

所定の申請書提出

本人確認書類の提示

※生活状況の聞き取りをさせていただきます。

※来所前に一報いただくと幸いです。



お米等の食料品をお渡しします。
（年間3回まで）

お渡しする食品（一例）
米、レトルト食品
インスタントラーメン
缶詰 など

お子様向けの
お菓子類を毎月
お渡しします。

お渡しするもの（一例）
スナック菓子
ジュース
コストコのパン など

月1回のお菓子類の支援

★対象となる方

中学生までのお子様を養育し、次の何れかに当てはまる世帯

- ①市町村民税が非課税となっている世帯
- ②児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ③就学援助の支給を受けている世帯

★利用方法

所定の申請書提出

本人確認書類の提示

上記①～③の何れかの証明書類提示



お渡しする食料等は、多くの市民の方々から、また複数の企業から定期的に提供いただいているものです。

食料支援の協力企業等の紹介は、本会広報紙「社協だより」で掲載しています。

<お問合せ>

社会福祉法人山県市社会福祉協議会（山県市東深瀬 696-1）

☎ 0581-23-1211

HP <https://y-shakyo.or.jp>



社協公式 LINE

食料品のご寄付を

お待ちしております



ご寄付いただきたい食品

- 玄米、精米（生産から2年以内）
- 乾物、乾麺、インスタント麺
- 缶詰
- レトルト食品
- お菓子
- 飲料
- 調味料



受付できない食品

- ×賞味期限が1か月以内のもの
- ×封が開いているもの
- ×アルコール類
- ×冷凍食品
- ×生鮮食品

上記食品は、お持ちいただいても受け取ることができませんのでご了承ください。

～ご寄付の方法～

本会（山県市東深瀬 696-1）までお持ちください。